

美 里 町

償却資産(固定資産税)申告の手引き

固定資産税の対象となる資産には、土地、家屋のほかに償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店等の経営や、農業、漁業等を営まれている方が、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械、器具・備品、船舶など)をいいます。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日(賦課期日)現在、美里町内に所有している償却資産について申告していただくことになっております(地方税法第 383 条)。

つきましては、この申告の手引きをご参照いただき、申告書等を期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

地方税法第 383 条

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

提出期限 毎年 1 月末日

目次

I	償却資産とは	P2 ~ P5
II	償却資産の申告について	P6
III	償却資産の評価方法	P7 ~ P8
IV	非課税と課税標準の特例	P9
V	申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合	P10
VI	過年度への遡及について	P10
VII	実地調査ご協力をお願い	P10

☆償却資産の申告は、インターネットでもできます。詳しくは、エルタックスのホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> をご覧ください。

I 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。)をいいます(地方税法第 341 条 4 号8<固定資産税に関する用語の意義>)。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる機械・器具・備品、駐車場設備や賃貸住宅の外構工事等は償却資産となります。

1 申告の対象となる償却資産の範囲

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価格が10万円以上のもの、あるいは取得価格が10万円未満であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの。
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産、あるいは償却済資産であっても現に事業に使用しているもの。
- (3) 遊休資産、未稼働資産であっても、今後に使用可能なもの。
- (4) 資本的支出としての改良費は、新たな資産の取得とみなされ本体とは別に取り扱われます。
- (5) 貸し付けている資産については、その資産の利用状況に関係なく貸し主が申告することになります。
- (6) 所有権留保付割賦販売資産については、残債のあるなしにかかわらず、買主が申告することになります。
- (7) 税務会計上、土地勘定に計上している駐車場の舗装路面、フェンス等は、地方税法上は構築物として申告の対象となります。
- (8) 家屋に施した建築設備、造作等のうち償却資産として取り扱うもの。
- (9) 国税に関する制度を適用した次ページ⑤中小企業特例は、償却資産として申告が必要です。

2 償却方法と取得価格による申告対象 (3ページの図参照)

固定資産税(償却資産)において申告対象とならない、いわゆる「少額資産」は

- ① 取得価格10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価格20万円未満のうち3年間で一括償却したもの
- ③ リース資産で取得価格が20万円未満のもの当該リース資産の所有者で平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項及び所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いするファイナンスリース)資産で取得価格が20万円未満の資産は、地方税法施行令第49条ただし書により申告対象外となっています。

少額資産のうち、

- ④ 個別に減価償却しているもの
- ⑤ 租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の対象となります。

				④個別に減価償却しているもの	
30万円未満				⑤中小企業等の少額資産特例	
20万円未満			②3年で一括償却		
10万円未満	③リース資産 (20万円未満)		①一時に損金算入		
			①、②、③ 申告対象外		④、⑤ 申告対象

3 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		固定資産税における主な償却資産
1 構 築 物	構築物	駐車場の舗装、庭園、門、塀、緑化施設、屋外給排水設備、屋外電気設備、外灯工事、外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	・建築設備のうち、受・変電設備工事、内装工事・厨房設備工事・内部造作等 ・家屋の賃借人が施した設備工事(内装等)
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン・コンベア等の建設機械、農機具関係機械、太陽光発電設備等
3	船舶	客船、貨物船、釣船、ホバークラフト等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等 その他運搬車(自動車税、軽自動車税の課税の対象となるものを除く)
6	工具・器具及び備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、娯楽機器、応接セット、冷蔵庫、レジスター、看板(ネオンサイン)、自動販売機、医療機器、理容及び美容機器等

4 申告対象となる主な償却資産の例(業種別)

業種	資産の名称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、事務机、応接セット、金庫、キャビネット、レジスター、自動販売機、舗装路面、看板(広告塔、ネオンサイン)、太陽光発電設備等
製 造 業	受・変電設備、金属製品製造加工機械、食品製造設備、旋盤、ボール盤、プレス、圧縮機等
印 刷 業	製版機、印刷機、裁断機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車、発電機等
飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、カラオケ機器、冷凍冷蔵庫等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース、自動販売機、冷凍冷蔵庫、日よけ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、パーマ器等
医(歯科)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、機械等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受・変電設備、外構工事(門・塀・緑化施設等)、駐車場等の舗装等
駐 車 場 業	受・変電設備、立体駐車場の機械設備(ターンテーブル等)、駐車場管理システム、舗装路面等
アパート経営業	受・変電設備、堀・フェンス、門、屋外電気・給排水・ガス設備、自転車置場、ゴミ置場、屋内の備付、電化製品等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
農 業	耕作機械、農業用設備等
娯 楽 施 設	パチンコ機、ゲーム機、両替機、玉貸機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設設備

5 国税との主な違い

項目	固定資産税	国税
圧縮記帳の制度(注 1)	認められません	認められます(法人税第 42 条等)
特別償却・割増償却	認められません	認められます (租税特別措置法第 3 章第 1 節等)
増加償却(注 2)	認められます	認められます
償却計算の時期	賦課期日(1 月 1 日)	事業年度末日
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却(1／2)	月割償却
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価格の 100 分の 5 (取替資産、鉱業用坑道を除く)	備忘価格(1 円)まで
改良費	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区別して評価する)	合算評価

(注1)圧縮記帳の制度は認められないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価格を記入ください。

(注 2)法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他に賃貸している方
- (2) 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- (3) 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- (4) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (5) 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- (6) 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)等の方
- (7) 福利厚生施設(会社の寮等)に係る償却資産(固定資産税)を所有している方
- (8) 町から申告書(申告案内文書等)が届いた方

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

2 提出していただく書類

- (1) 必ず提出していただくもの

	申告の区分	提出書類		記載方法
		申告書	明細書	
美里町の申告書で申告	資産の増減あり	○	○	別紙、申告書及び種類別明細書記入例をご確認ください。
	資産の増減なし	○	○	申告書「18 備考」欄に「増減なし」と記入。
	該当する資産なし	○		申告書「18 備考」欄に「資産なし」と記入。
	廃業・合併・転出	○	資産がある場合のみ○	申告書「18 備考」欄に状況等を記入。 ・廃業等の場合、廃業(異動)年月日をご記入ください。 ・資産がある場合は、減少資産用の種類別明細書をご提出ください。
自社の申告書又は電子申告で申告	資産の増減あり	○	○	全資産用、増加資産用、減少資産用の明細を添付してください。
	資産の増減なし	○	○	全資産用の明細を添付してください。
	該当する資産なし	○		申告書「18 備考」欄に「該当する資産なし」と記入してください。
	廃業・合併・転出	○		申告書「18 備考」欄に状況等を記入。 ・廃業等の場合、廃業(異動)年月日をご記入ください。 ・資産がある場合は、減少資産用の種類別明細書をご提出ください。

◆申告書控えに受付印が必要な方で申告書を郵送される方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

Ⅲ 償却資産の評価方法

1 評価額の計算方法

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価格及び耐用年数をもとに評価します。
評価額は、一品ごとに次の算式により求められます。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価格} \times (1 - \text{減価率} \div 2)$ $= \text{取得価格} \times \boxed{\text{A}}$	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$ $= \text{前年度評価額} \times \boxed{\text{B}}$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。
評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】 ※「r」とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

耐用 年数	減価率r	減価残存率		耐用 年数	減価率r	減価残存率	
		前年中取得 (1 - r/2) $\boxed{\text{A}}$	前年前取得 (1 - r) $\boxed{\text{B}}$			前年中取得 (1 - r/2) $\boxed{\text{A}}$	前年前取得 (1 - r) $\boxed{\text{B}}$
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

《計算例》

資産の名称 等	取得年月	取得価格	耐用 年数	減価率	評価額
ルームエアコン	平成 31 年 5 月	350,000 円	6 年	0.319	$350,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319 \div 2) = 294,000 \text{ 円}$ (令和 2 年度評価額)
舗装路面	平成 30 年 9 月	2,700,000 円	15 年	0.142	$2,700,000 \text{ 円} \times (1 - 0.142 \div 2) = 2,508,300 \text{ 円}$ (平成 31 年度評価額) $2,508,300 \text{ 円} \times (1 - 0.142) = 2,152,121 \text{ 円}$ (前年度評価額) (令和 2 年度評価額)

※数値処理は、下線を計算して得た数値の小数点以下第 4 位を四捨五入しています。

2 課税標準と税額

- (1) 課税標準は、賦課期日(1 月 1 日)現在の償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものです。耐用年数の経過により減価していきます。
- (2) 税率は、1. 4%です。
- (3) 課税標準額(各資産の合計額)が 150 万円未満の場合には、課税されません。
- (4) 残存額 150 万円未満となるかどうかは、旧定率法で計算した結果により判定しますので資産の多少にかかわらず申告してください。

3 納税通知書発送時期と納付について

◆法人、美里町外の個人

→ 5月上旬に納税通知書発送。年税額は 4 回の納期(5 月、7 月、12 月、翌年 2 月)に分けて納めていただきます。納税通知書と一緒に 4 期分の納付書をまとめてお送りします。

◆美里町内の個人

→ 6 月上旬に納税通知書発送。年税額は 10 回の納期(6 月～翌年 3 月)に分けて納めていただきます。納付書は、納期の各月上旬にお送りします。6 月(1 期)は、納税通知書と一緒にお送りします。

※口座振替の場合は、納期の月の 25 日に引き落としとなります。

IV 非課税と課税標準の特例

1 非課税となる資産

公共的、公益的な性格を有する設備等で、地方税法第 348 条の規定により非課税となるものがあります。非課税の適用を受けるには別途申請が必要となります。

2 課税標準の特例が適用される資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例を受けるためには、添付書類を提出していただく必要があります。

【課税標準の特例が適用される償却資産の例】

適用条項		適用対象	取得時期	適用期間	特例率	備 考
地方税法 第 349 条 の 3	第 6 項	内航船舶	—	期限なし	1/2	・外航船舶及び準外航船舶以外の漁船。 ・専ら遊覧の用に供するもの及び快遊船、 遊漁船を除く。
地方税法 附則第 15 条	旧 32 項	再生可能エネ ルギー発電 設備	H28.4.1 ～ H30.3.31	取得後 3年度分	2/3	一般社団法人 環境共創イニシアチブが発 行する「再生可能エネルギー事業者支援 事業費補助金交付決定通知書」の写しの 提出が必要です。
地方税法 附則第 15 条	43 項	経営力向上 設備等	H29.4.1 ～ H31.3.31	取得後 3年度分	1/2	「経営力向上計画の申請書及び認定書」 の写し及び「工業会等による仕様等証明 書」の写しの提出が必要です。 ※リース会社が申告を行う場合は、上記 添付書類と併せて、リース事業協会が確 認した「固定資産税軽減計算書」及び 「リース契約書」の写しの提出が必要で す。
地方税法 附則第 15 条	旧 46 項	経営力向上 設備等	H28.7.1 ～ H29.3.31	取得後 3年度分	1/2	「経営力向上計画の申請書及び認定書」 の写し及び「工業会等による仕様等証明 書」の写しの提出が必要です。 ※リース会社が申告を行う場合は、上記 添付書類と併せて、リース事業協会が確 認した「固定資産税軽減計算書」及び 「リース契約書」の写しの提出が必要で す。

V 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により罰金を科せられることがあります。

VI 過年度への遡及について

申告内容の修正や申告もれ等の場合の課税につきましては、申告いただいた現年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。

過年度分の課税が発生した場合は、通常の納期と異なり、一括で納付していただくことになりますのでご注意ください。

VII 実地調査ご協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて実地調査・簡易調査(固定資産税台帳の写し等を郵送していただく調査)を行う場合がありますので、ご協力をお願い致します。調査に伴い、修正申告等をお願いすることがあります。

＜ 送 付 先 ＞

〒861-4492

熊本県下益城郡美里町馬場1100番地

美里町役場中央庁舎 税務課 固定資産税係 行

＜ 問い合わせ先 ＞

美里町役場 税務課 固定資産税係

電話 0964-46-2112 FAX 0964-46-3510